

環境と産業の未来のために



夏季号

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

- | サステイナブルな資本主義
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団常務理事 青山 周
- | プラスチック資源循環法の概説
環境省 環境再生・資源循環局リサイクル推進室室長補佐 金子 浩明
- | 第3回自立・分散型エネルギー研究会を開催
- | サプライズ!さんばいプライズ
令和4年度 産業廃棄物処理助成事業募集
- | 都道府県の産廃対策〔36〕 長野県
- | 産廃懇話会
- | 産業廃棄物処理業経営塾開塾式

CONTENTS

- 産廃振興財団から
サステイナブルな資本主義 03
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団常務理事 青山 周
- 解説
プラスチック資源循環法の概説 04
環境省 環境再生・資源循環局リサイクル推進室室長補佐 金子 浩明
- 自立・分散型エネルギー研究会
第3回自立・分散型エネルギー研究会を開催 07
- 助成事業
サプライズ!さんばいプライズ 令和4年度 産業廃棄物処理助成事業募集 09
- 都道府県の産廃対策[36]
令和元年東日本台風災害で発生した災害廃棄物の処理について 長野県 11
- 産廃懇話会
第74回産廃懇話会を開催 16
第75回産廃懇話会を開催 17
- 講習会
建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 19
- 出版案内
建設現場従事者のための産業廃棄物等取扱ルール(改訂4版) 20
事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術 21
- 財団のうごき
理事会・評議員会を開催 22
- ニューフェイス
岩立陽介・舟橋祐 23
- 産業廃棄物処理業経営塾
第17期令和3年度 2期ぶりに開塾!! 24
- 産業廃棄物処理業経営塾OB会
OB会企業紹介 (株)セオス・(株)塩川産業 27
- 四方山話
身近なプロフェッショナルに学ぶ 太洋マシナリー(株) 小田栄武 31

表紙画像：モルディブ・北マーレ環礁

サステイナブルな資本主義



公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
常務理事

青山 周

今年6月1日、経団連会長に就任した住友化学の十倉雅和会長は新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急提言を発表するとともに、2021年度事業方針として「サステイナブルな資本主義を目指す」を就任早々公表しました。

定時総会後の記者会見において、十倉会長は「①社会性、②国際協調、③デジタルとグリーンを3つの柱に、Society 5.0 for SDGsの実現や、サステイナブルな資本主義の構築に向けた取り組みを進めていく」と所信を述べております。

十倉会長は「近年、新自由主義や市場原理主義とグローバリズムが相まって、格差が拡大・固定化し、再生産されつつある。また、気候変動によって生態系の破壊が進み、新型感染症の発生等の問題が生じている。ここで一旦立ち止まってサステイナブルな資本主義を目指すべきであり、企業は常に social point of view(社会性の視座)を持って行動しなければならない」と格差や環境の問題に取り組む姿勢を打ち出し、さらに「誰一人として取り残されることのない all inclusive な社会を実現するとともに、行き過ぎた資本主義により悲鳴をあげていると言っても過言ではない地球環境を保全し、将来世代にサステイナブルな生態系を残すのが我々の責務」と表明しております。「経団連は社会全体の利益代弁者でなければならない」という新会長の言葉にはトップの発言とし

て重みがあります。

「タフでなければ生きていけない。優しくなければ生きている資格がない」

テレビのCMで有名になったこの言葉は、筆者が社会人になりたてのころ、当時、経団連の副会長だった東京電力の平岩外四会長に雑誌のインタビューをした際に、読書が趣味で家が傾くほどの蔵書をお持ちだった平岩会長から教えていただきました。アメリカのハードボイルド作家レイモンド・チャンドラーの小説で私立探偵フィリップ・マーロウが吐いた言葉です。十倉会長の考えには、平岩会長と相通じるものが感じられます。

コロナをはじめとする感染症、脱炭素や循環経済といった環境問題、分断化の様相を深める国際情勢など、産業や企業を取り巻く環境には厳しいものがあります。企業も人もタフでなければ生き残れませんが、同時に、常に自らの「優しさ」を問い続ける姿勢が求められております。

財団では来年の設立30周年を記念した事業を検討中ですが、資源循環という視座から、サステイナブルな資本主義について幅広いステークホルダーに未来を語っていただけるような企画をぜひ検討したいと考えております。

皆様の活発な議論から、財団としてサステイナブルな資本主義を支えていくにはどうすればいいか、しっかりと学習してまいりたいと存じます。

プラスチック資源循環法の概説

環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室
室長補佐

金子 浩明

先の通常国会で「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が、衆参共に全会一致で可決・成立しました。プラスチック資源循環法のポイントを以下概説します。

■プラスチック全体の資源循環を促進

プラスチックを巡る動きは、2018年6月が1つのターニングポイントでした。この6月に、①第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定（プラスチックについてライフサイクル全体での徹底的な資源循環が位置づけられた）、②海岸漂着物処理推進法の一部改正法の成立（マイクロプラスチック対策が法律に追加された）、③G7カナダ・シャルルボワサミットでの海洋プラスチック憲章の合意（日米が賛同せず国内外から批判を浴びたことが奇しくも我が国のプラスチックごみ対策を強化する機運となった）という3つの出来事がありました。また、2017年12月末に中国がプラスチックごみの輸入を禁止したことで、東南アジア諸国にも輸入規制強化の動きが広まり、国内での処理が一部で逼迫し、プラスチックの使用削減や国内での資源循環の気運が高まってきました。

こうした国内外におけるプラスチックを巡る環境の変化に対応して、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等のプラスチックを巡る諸課題の同時解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉とすべく、プラスチックの資源

循環を一層強化するため、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しましたが、これを具現化する新たな法制度が必要でした。

我が国における従来のリサイクルに関する主な法制度は、容器包装、家電、自動車など特定の製品分野に特化して、製造事業者に一定の責任を課してリサイクルを促すよう設計されたものでした。適正処理の観点から問題となっている特定の製品についてリサイクルを促すには合理的な仕組みですが、プラスチックという素材に着目した場合に、あまりにもその用途は多岐に亘っていて、サプライチェーンや使用実態が千差万別の製品分野を超えて、プラスチック資源全体を徹底的に循環させるために、これら特定の製品分野のリサイクル法制度の延長ではなく、プラスチックに特化した新法が必要だったのです。

■ライフサイクル全体に関与する様々な主体の取組を促進

プラスチック資源循環の一層の強化に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に取り組むことが重要です。

具体的には、事業者としては、①製造事業者は、プラスチックの使用量削減やリサイクルの促進に資する環境配慮設計に取り組むこと、②販売・提供事業者は、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制するため消費者へのプラスチック使用製品の販売・提供方法を工夫すること、③製造・販売

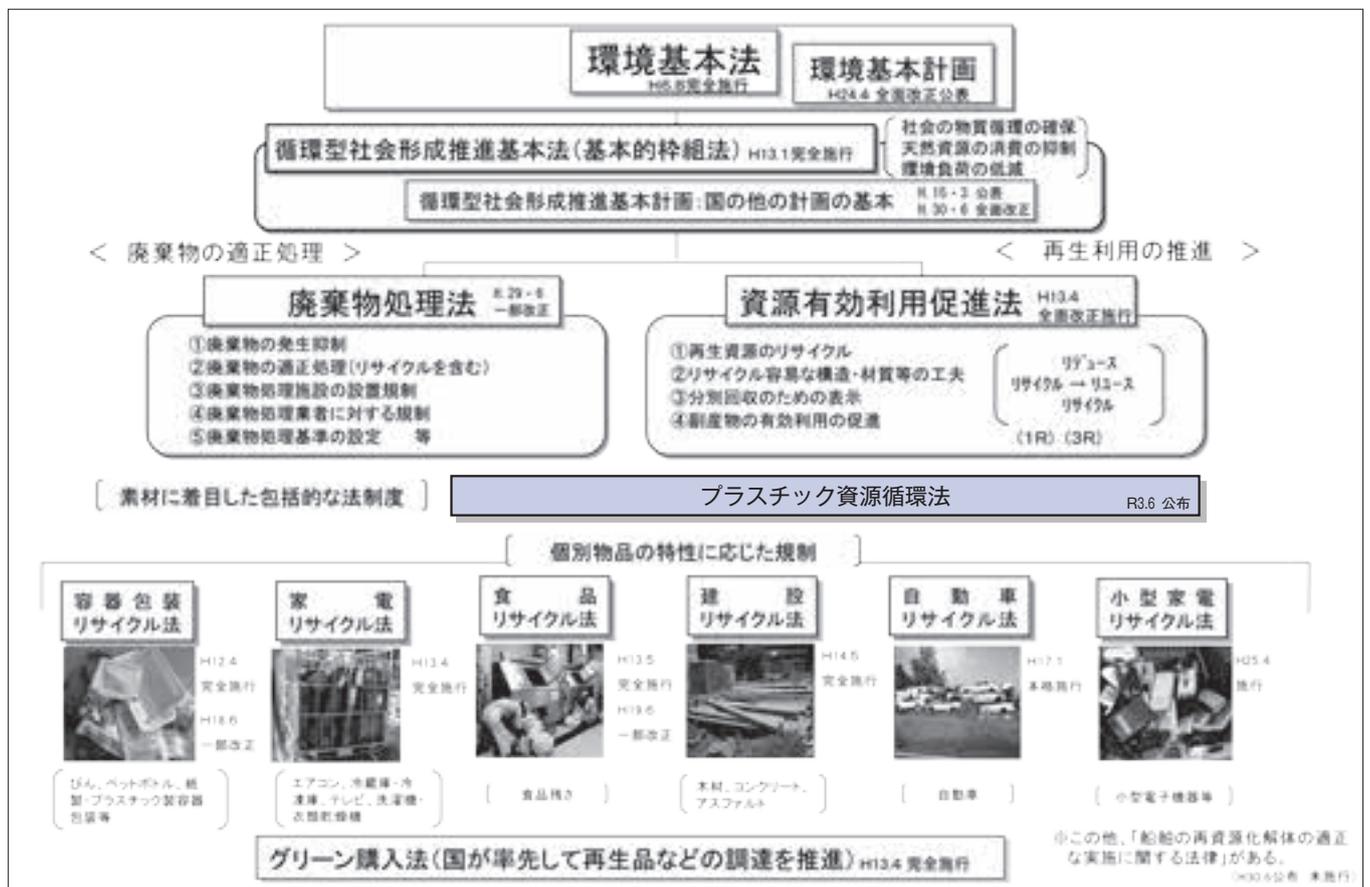
事業者は、自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・リサイクルを率先して行うこと、④排出事業者は、自ら排出するプラスチック廃棄物の排出の抑制及びリサイクルすることなどです。また、市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品を分別回収して、リサイクル技術のある事業者へ引き渡すこと、消費者は、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制しつつ、使用したものについて事業者及び市町村双方の回収ルートを選択して分別して排出すること、国は、プラスチックの資源循環の促進等のために必要な資金の確保等を行い、都道府県は市町村に対し必要な協力をを行うなどです。さらに、事業者、消費者、国、地方公共団体等の関係主体が連携を強化

し、プラスチック資源循環に関する施策を一体的に進め、相乗効果を高めていくことが重要です。

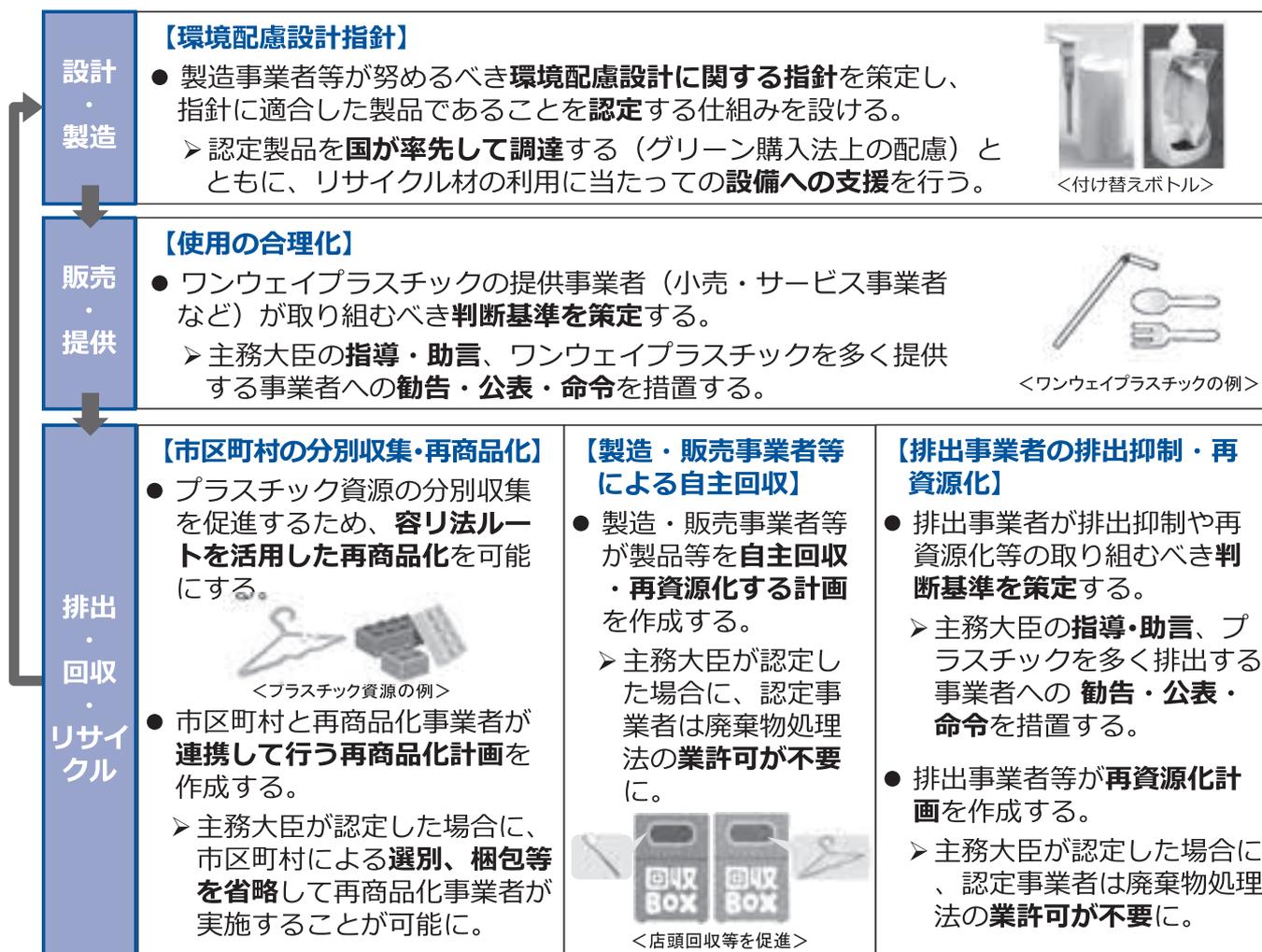
こうした考えの下、プラスチック資源循環法では、次ページの図のとおり、プラスチック使用製品の製造から使用、廃棄までのライフサイクルの各段階に關与するあらゆる主体における資源循環の取組を促進するものとなっています。

■マイルストーンの実現に向けて

「プラスチック資源循環戦略」の策定から2年、プラスチックに関わるあらゆる主体・製品を包括的に捉えた法制度が制定され、プラスチック資源の環をさらに太く、大きくしていく覚悟を国内外に示すことができたと考えています。



循環型社会を形成するための法体系



プラスチック資源循環法における個別の措置内容

また、プラスチック資源循環法の施行までに、まだ多くのことを決めなければなりません。既に多くの企業や自治体などで率先的な取組が見られ、非常に心強く感じます。さらに消費者も、環境省の調べによると、昨年7月に導入されたレジ袋有料化により、レジ袋をもらわない人が3割から7割に大きく増加するとともに、プラスチックごみ問題全体への関心が高まったという人の割合は、もともと高かったという人も含めて、約8割に上っています。

プラスチック資源循環法により、こうした関係主体の取組が一層進むことで、「プラスチック資源循環戦略」に位置づけたマイルストーン（①

2030年までにワンウェイ・プラスチックを累積25%削減、②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル、④2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増、⑥2030年までに約200万トンのバイオマスプラスチックの導入)の実現や、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献が期待されます。

第3回自立・分散型エネルギー研究会を開催 —京都大学の高岡昌輝教授と懇談—

7月5日、オンライン会議の形式により第3回自立・分散型エネルギー研究会（座長：細田衛士 中部大学副学長・経営情報学部学部長・教授）を開催した。



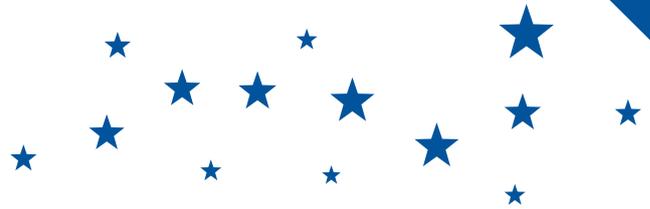
細田衛士座長

当日は京都大学大学院工学研究科の高岡昌輝教授を招き発表を伺ったほか、山本雅資委員（東海大学政治経済学部教授）、露口哲男委員（J&T環境（株）代表取締役社長）ならびに環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の平塚二郎総括補佐からの報告があった。

■京都大学大学院工学研究科 高岡昌輝教授の発表

高岡教授からは「2050年に向けた廃棄物・資源循環分野の脱炭素化」についておよそ30分にわたり以下の内容の発表があった。

- ①廃棄物・資源循環分野の脱炭素社会への動き
- ②廃棄物からのエネルギー回収
 - ・現状の認識
 - ・広域化・集中化
 - ・他インフラとの共同（下水処理・熱供給可能性）
 - ・個別技術の高度化
- ③資源循環の中での役割



④ライフスタイルの変革

高岡教授は発表のポイントを以下のようにまとめた。

廃棄物の適正処理・環境負荷低減が基本である。資源循環分野は

グリーン戦略における成長分野と言え、資源循環・効率を担う役割は大きい。

再エネの導入はまだ途上にあるため、廃棄物発電はしばらくは必要となる。

システムの上手な組み合わせにより排出されるCO₂は減少できるが、カーボンニュートラルあるいはマイナスを達成しようとするならば、CCUSは必要となる。

CCUSのやりやすい方式の処理システムの研究開発・実証が必要となる。回収したCO₂の価値が定まるまでは政策による支援が必要である。

CCUSを考える上でも広域化・集中化は必要であるが、地域により様々な形がありうる。農業利用等で小さいところでサイクル・脱炭素も可能となる。

回収したCO₂の利用やライフスタイルの変革も必要となる。



京都大学高岡氏

■山本雅資委員の報告

山本委員からは「循環経済と脱炭素—経済学からの話題提供—」をテーマに以下の内容の報告があった。

- ①自己紹介
- ②世界と比較する日本の廃棄物・リサイクル
- ③データ≠エビデンスの例
- ④因果推論の考え方



東海大学山本氏

■露口哲男委員の報告

露口哲男委員からは「J&T環境(株)の地域循環共生への取組み—食品リサイクルの事例—」をテーマに以下の内容の報告があった。

- ①J&T環境(株)のご紹介
- (1)会社概要
- (2)沿革
- (3)リサイクル事業の位置づけ
- (4)地産地消スキーム



J&T環境露口氏

- ②食品リサイクル事業と地域循環共生への取り組み
- ③事例紹介
- ④今後のリサイクル事業展開

■平塚二郎総括補佐の報告

平塚二郎総括補佐からは、廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルに向けた最近の動きについて報告があった。

- ①廃棄物分野の温室効果ガスの排出動向
- ②廃棄物・資源循環分野における2050年CNに向けた検討
- ③循環経済と脱炭素について
- ④脱炭素地域ロードマップ、グリーン成長戦略における資源循環の位置付け



環境省平塚氏

高岡教授の発表のあと、また、山本委員、露口委員ならびに平塚総括補佐の報告のあと、質疑応答と意見交換が行われた。

募集

サプライズ！さんぱいプライズ

令和4年度 産業廃棄物処理助成事業

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

助成事業の概要

当財団では、平成4年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が行う不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)に対する資金面の支援及びPCB等処理事業への支援を行う「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。当財団がこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として実施することとしています。具体的には、産業廃棄物に関する3Rの技術開発(いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発及び循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発)、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「バイオ燃料認定研究開発事業」という。)、及び小型家電リサイクル法第14条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「小型家電リサイクル認定研究開発事業」という。)に対して助成するものであり、これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としてします。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は③のみとします。

①産業廃棄物の処分を業として行う者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の産業廃棄物処分業許可の取得者)又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として助成事業の交付証が授与される前に許可を取得していること)。

ただし、次のア～ウに該当する者についても申請可能とします。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特

例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者。

②従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。

③過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。

④原則として、応募事業が同一

期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、1社のみによる申請だけでなく、様々な専門的技術を有した外部組織との連携による事業の申請も可能です。ただしこの場合は、①、②については代表者がこの条件を満たしていること、③については関係者全員がこの条件を満たしていることが必須となります。

また、助成事業として決定された場合は、産廃情報ネットによる情報公表を行っていただきます。

2. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～⑤とします。

①3Rに関する技術開発事業又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」と

いう)

- ②高度技術を利用した3Rに関する技術開発事業又は環境負荷低減又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設」という)
- ③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」という)
- ④バイオ燃料認定研究開発事業
- ⑤小型家電リサイクル認定研究開発事業

3. 助成の概要

(1)助成事業の実施期間

原則として、令和4年4月から1年以内とします。ただし、対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤について、2年間継続して申請することも可能とします。

(2)年間助成額

- ①技術開発 最高500万円
- ②高度技術施設 最高500万円
- ③起業化調査 最高 50万円
- ④バイオ燃料認定研究開発事業 最高500万円
- ⑤小型家電リサイクル認定研究開発事業 最高500万円

2年間継続して採用された事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

(3)助成率

対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、③については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(4)助成の決定

令和3年度末に開催される助

成事業運営委員会での審査結果に基づき、本財団理事長が助成事業を決定します。

なお、2年間継続して助成事業を希望される場合、2年目の申請の際も申請書と現地調査による選考を行います。

(5)成果の報告

助成が決定した事業の申請者は、助成事業終了後2ヵ月以内に当財団へ成果報告書を提出していただきます(成果報告書は、助成事業の成果がわかるものとし、公表資料とします)。また、その後4年間は年に1回、助成事業による成果の活用状況等について報告していただきます。

4. 選考

(1)助成事業運営委員会

委員会は、学識経験者、関係団体、マスコミ等の6名で構成します。

(2)各事業の評価項目の目安

主に新規性、優秀性、事業性、実施体制及び実施方法等について評価します。

5. 応募手続き

(1)申請に必要な書類(各1部)

- ①助成事業申請書類(様式及び申請書)
- ②会社説明書(定款の記載されたもの)
- ③産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(複数の都道府県・政令市で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となり、かつ申請書に記載した内容と同一のもの)又は事前協議に

入っていることが証明できる書類の写し

- ④バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業については認定証の写し

- ⑤もし、一般廃棄物処分業許可若しくは特別管理一般廃棄物処分業許可を持っている場合は、その許可証の写し(複数の市町村で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となるもの)

(2)助成事業申請書類の入手方法
募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

(3)応募方法

記入要領を参考に申請書類を作成し、上記の申請に必要な書類とともに当財団(下記の応募先)に郵送して下さい。

(4)応募締切日

令和3年9月30日(木) 当日消印有効

(5)注意事項

- 応募前の事前相談を行っております。必ずご連絡下さい。
- 採決の結果は、ご担当者にお知らせします。
- 採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。
- ご提出いただいた書類等は返却いたしません。
- 過年度に応募いただいた方の再応募も対象といたします。

※詳細は、当財団ホームページをご参照ください。

〈お問い合わせ先・応募先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部(担当: 齋喜、長田)

TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156 URL <http://www.sanpainet.or.jp> E-mail : zaidan@sanpainet.or.jp

都道府県の 産廃対策

第36回

長野県

令和元年東日本台風災害で発生した 災害廃棄物の処理について

長野県環境部資源循環推進課

はじめに、令和元年東日本台風災害の際には、環境省、全国各地の自治体及び関係団体、事業者の皆さまに、発災直後から県内各地へ支援に入っていた

き、それにより、円滑な災害廃棄物処理を進めることができましたことに深く感謝申し上げます。

1 令和元年東日本台風による県内被害状況

令和元年10月12日から13日にかけて長野県に接近した台風第19号は、県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。

県内においては、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、人的被害に加え、広範囲にわたり住宅、土木施設、鉄道施設、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設などに甚大な被害が発生しました。

被害状況 (R3.4.23現在)

人的被害	
死者	22名(うち災害関連死17名)
重傷者	14名
軽傷者	136名
住家被害	
全壊	920棟
半壊	2,495棟
一部損壊	3,567棟
床上浸水	2棟
床下浸水	1,360棟



堤防決壊(長野市穂保)



護岸損壊(佐久市)

2 県内の災害廃棄物処理状況

2-1 災害廃棄物仮置場の状況

県内の多くの被災市町村では、床上浸水等により大量の災害廃棄物が発生したことから、発災直後から仮置場が設置されまし

た。

県では、発災直後より環境省とともに被災市町村を訪問し、仮置場設置等に関して助言を行い、また、各市町村の仮置場設置状況を県ホームページに掲載し、県民への周知に努めました。

中でも県内で最も被害の大きかった長野市では、仮置場の運営に当たり、当初人手不足が見込まれたことから、(一社)長野県資源循環保全協会との協定に基づき支援要請を行ったほか、仮置場開設後すぐに仮置場が逼迫したため、県有地を仮置場として提供するなどの支援も行いました。

2-2 Operation: One Nagano

一方、長野市では、街中など指定の仮置場以外に排出された大量の災害廃棄物の処理が課題となりました。

そこで、この解決に向け、市



写真上／指定の仮置場以外に排出された災害廃棄物
(長野市長沼地区)

写真下／夜間自衛隊搬出の様子



ONE NAGANO ロゴ

民、ボランティア、行政、自衛隊が連携し、災害廃棄物を集中的に大量に移動させるため、「Operation: One Nagano(オペレーション ワンナガノ)」が実施されました。この取組は、昼間ボランティアが地区に点在する災害廃棄物を地区の中心に位置する仮置場(赤沼公園等)に

一時集積させ、夜間自衛隊がトラックで地区外に搬出する作業で、短期間での災害廃棄物の撤去につながりました。

2-3 身近な仮置場からの災害廃棄物の撤去

令和元年10月末には環境省から「身近な仮置場(周辺の生活

環境に影響を及ぼすおそれのある住宅等に近い仮置場)」からの年内の災害廃棄物の撤去の方針が示されたことから、市町村の処理進捗状況を確認するとともに、中部ブロック広域連携計画に基づく支援要請等を行いました。

これらの支援要請や前述した「Operation: One Nagano」の取組等により、令和元年12月末までに全ての「身近な仮置場」から災害廃棄物の撤去が完了しました。

2-4 長野県災害廃棄物処理基本方針、長野県災害廃棄物処理実行計画の策定

県では、令和元年東日本台風災害で発生した災害廃棄物を迅速かつ計画的に処理していくため、令和元年11月20日に長野県災害廃棄物処理基本方針、令和2年1月29日に長野県災害廃棄物処理実行計画を策定しまし

た。

長野県災害廃棄物処理実行計画では、県内の災害廃棄物の発生推計量を26.6万トンと精査し、市町村及び災害廃棄物の種類ごとの発生量や、基本的な処理方法、処理期間（発災後2年間での撤去・処理完了）等を定め、処理を進めていくこととしています。

3 広域連携等による長野県への支援

3-1 協定に基づく支援要請等

本県では、大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が排出され、市町村等が手配可能な廃棄物処理業者のみでは十分な処理体制を確保できなくなることが想定されるため、平成20年3月に、（一社）長野県資源循環全協会及び長野県環境整備事業協同組合との間でそれぞれ協定を締結し、市町村による処理が困難な場合は、両協定締結

先の会員及び組合員が被災地へ出動し、災害廃棄物の収集等の協力を得られることとなっています。

令和元年東日本台風災害の際にも、本協定に基づき、災害廃棄物の運搬、仮置場の運営、公費解体後の災害廃棄物の処理等、包括的な支援をいただきました。

このほか、本県では、市町村間で長野縣市町村災害時相互応援協定を締結しており、県内で災害が発生した場合、被災市町村を支援する体制が整っており、令和元年東日本台風災害においても県内の多くの市町村が被災市町村に支援に入りました。

3-2 中部ブロック広域連携計画に基づく支援要請

また、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）においては、環境省中部地方環境事務所が事務局とな

R元/10/26時点



R2/1/6時点



長野市(赤沼公園)

り、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が構成されており、県域を越えた連携が必要と想定される大規模な災害が発生した場合には、協議会におい

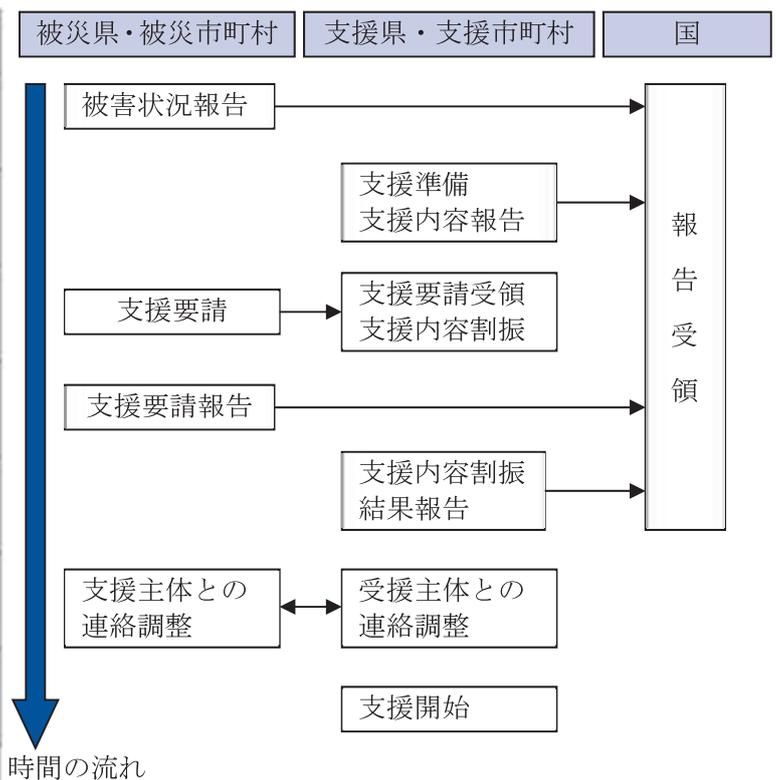
て平成28年3月に策定された中部ブロック広域連携計画に基づき、可能な範囲で県域を越えた連携が行われることとされています。

令和元年東日本台風災害の際には、大量の災害廃棄物が発生し、県内だけでの処理が困難になったことから、この枠組みに基づく初の連携した取組が行わ

(1) 被災県市に対する応援県

被災県市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

(2) 支援までの流れ (概略)



※支援枠組は災害応援に関する協定書（中部圏知事会）実施細則を活用

(3) 支援内容例

支援内容	支援主体	具体的な内容
人材派遣	市町村等	廃棄物処理施設運転、災害廃棄物処理事務、土木・建築事務、重機・一般廃棄物収集運搬車両運転 等
	県	災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 等
資機材の提供	市町村等	ごみ・し尿収集運搬車両、燃料・薬剤、仮設トイレ
	県	仮設トイレ
廃棄物（緊急）受入	市町村等	生活ごみ・避難所ごみ、し尿

中部ブロック広域連携計画における支援体制

れ、中部ブロック管内の各県市町村及び各県産廃協会等から支援をいただきました。

3-3 環境省、D.Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク)、総務省対口支援

一方、県組織への支援として、発災直後から、環境省及び地方環境事務所の方々に本県に入っただき、広域連携調整、県内市町村への専門的な助言、災害報告書作成のアドバイス等、総合的かつきめ細かな支援をいただきました。

また、環境省の要請に基づき、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)構成員の方々に、長野市災害廃棄物の発生量推計、片付けごみ・解体ごみの組成推計、県内各地の仮置場等の写真撮影を行っていただいたほか、全国清掃事業連合会や全国都市清掃会議構成員による災害廃棄物の回収等の支援をいただきました。

さらに、県資源循環推進課には、総務省の枠組みによる対口支援により、富山県、岐阜県、滋賀県の職員の方々に支援いただき、事務補助、広域支援業者との調整等に携わっていただきました。

4 現状と課題、今後の取組

4-1 現在の状況

令和3年3月末時点、長野市を除く16市町村等で災害廃棄物の処理が完了しました。

残る長野市では現在、処理完了に向けて、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら急ピッチで作業を進めています。

4-2 課題

今回の災害では、多くの市町村が被災したため、人員要請のマッチング、支援経費の負担調整など、支援に係る難しさも感じました。また、他省庁事業との棲み分けにより、土砂や農地・水路の廃棄物の扱いについても困難が生じました。

また、市町村からは、仮置場の設置や分別ルールに関する住民周知や庁内の人員体制構築、災害廃棄物発生量の推計などが難しかったなどの声が聞かれました。

一方、環境省応援職員から直接助言を受けられたことや、初めての中部ブロック広域連携計画に基づく支援が円滑に行われたことなど収穫もありました。

4-3 今後の取組

令和3年3月末時点、県内で市町村災害廃棄物処理計画を策定しているのは39市町村(50.6%)に留まっており、全国平均

の66%(策定見込含む)を下回っています。

この市町村災害廃棄物処理計画は、被害規模の想定、自治体内の体制整備、発災時の初動対応やその後の災害廃棄物の円滑な処理に向け大きな役割を果たすため、県では環境省と連携し、モデル事業の活用等により、市町村の計画策定を支援してまいります。

5 終わりに

令和元年東日本台風災害では、多くの皆さまにご支援いただいたおかげで、災害廃棄物の処理が円滑に進みました。

今後、今回の災害の振り返りを行うほか、県災害廃棄物処理計画を見直すなど、より災害に強い県を目指してまいります。

最後になりますが、この度の災害で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災され、今もなお仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされている被災者の皆さまの一日も早い生活再建を目指して、災害廃棄物の早期処理に取り組んでまいりますので、引き続き、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

第74回産廃懇話会を開催

—経営塾OB会の岩楯会長、高山前会長と
資源循環産業の将来について懇談—

4月21日、第74回産廃懇話会を開催した。

2050年のカーボンニュートラルに向けてあらゆる産業が脱炭素化に動き出す中、政府は資源循環産業における温室効果ガスも2050年に排出をゼロにする政策を打ち出している。脱炭素化により、それぞれの産業のあり方が変革を遂げる一方で、産業活動によって排出される廃棄物やリサイクルのあり方も今後大きく変化していくことが予想される。

このような変革の時期を迎え、当財団の人材育成事業である産業廃棄物処理業経営塾の卒業生で構成されるOB会の岩楯保会長（(株)市川環境エンジニアリング代表取締役副社長）と高山盛司前会長（環境開発(株)代表取締役）を招いて、資源循環産業の将来について話を聞くとともに率直な意見交換を行った。当日は30名近くの参加者がオンラインで会議に参加した。

（岩楯会長：市川環境グループの目指す未来）

(株)市川環境エンジニアリングは今年で設立50周年を迎える。グループ企業は25社、従業員はおよそ1,000人にのぼる。

市川環境グループは、可燃ごみ中の紙類、生ごみ類、プラスチック類、剪定枝類にそれぞれ適したリサイクルを実施することで、より効率的なリサイクルを目指している。特に、生ごみのメタン発酵やプ



岩楯会長

ラスチックの材料リサイクルをグループ事業の中心に位置づけている。

東京都の城南島で操業しているバイオエネルギーでは、食品廃棄物をメタン発酵させ、発生したバイオガスを燃料として電気を作りだしている。発電量は1日40,560kWh、およそ4,000世帯の生活をまかなえる電力である。そのほか、埼玉県ふじの市、東京都羽村市でも同様の事業を行っている。

廃プラスチックの材料リサイクルについては、千葉県富津市で家庭から排出されるプラスチック製容器包装をリサイクルし、高品質の物流パレット（MMPパレット）を製造・販売している。

市川環境グループでは、資源と人を未来につなぐという理念に基づき、引越しを伴う異動のない地域限定正社員の制度を採用し、また中途採用のハンデもないことから、幅広い年代の社員が活躍している。

創業50年を迎えるが、今後も地球環境貢献企業を目指していきたい。

（高山前会長：環境開発(株)の取り組み）

環境開発(株)は1972(昭和47年)年に石川県金沢市に設立以来、一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬、焼却を主体とした中間処理ならびに管理型の最終処分事業を専業としてきた。2002(平成



高山前会長

14) 年3月からは住吉リサイクル施設を開設し、廃プラスチック類のリサイクル事業を始めたことを転機に、廃棄物に関しての川上から川下まで一貫して取り扱いが可能な体制を整えていくことに力を注いでいる。

2010(平成22)年3月には新保処理工場に太陽光発電による自然エネルギーとボイラーによる蒸気エネルギーを利用するなど環境に配慮した次世代型の焼却炉を竣工させた。これにより廃棄物の適正処理に対する技術の向上に努めるとともに、リサイクルを促進して循環型社会の形成に取り組んでいる。

処理施設の温水を利用して、新保町会との協働事業体としてハウス栽培を行っており、フルーツトマトを生産している。町民の生きがいの創出に

より地域共生を目指している。

コロナ禍において、廃棄物は変化している。生活系廃棄物の2020年度の収集量は対前年比30%増、感染性廃棄物も同5%増となったが、観光産業、特に宿泊業などからの廃棄物は大幅に減少し、食品関係も約2割の減少となっている。廃プラスチック類も対前年比6%減、汚泥系も対前年比1%減となっている。他方、繊維産業・自動車産業の廃棄物は回復傾向にある。全体としての廃棄物処理量は前年に比べ5%の減少となった。

2021年度から「環～ring～」という電子システムを導入した。当社の社員はタブレット等を端末で作業を行っている。これにより受注から最終処分までを一元管理し、作業の軽減にもつながった。

第75回産廃懇話会を開催

—東海大学の山本雅資教授と循環経済について懇談—

6月14日、東海大学政治経済学部経済学科の山本雅資教授から「循環経済とは何か？ —国際比較の視点から—」と題する講演を聞くとともに懇談した。当日は30名近くの参加者がオンラインで会議に参加した。以下は山本教授の講演の概要である。

(世界と比較する日本の廃棄物・リサイクル)

主要先進国と比較して、日本は一人当たり家庭ごみ発生量が少ない一方で、リサイクル率は高くない。エネルギーリカバリーを含む焼却に依存しており、最終処分量は少ない。産業廃棄物に関しては、広域に移動している。産業廃棄物分野の資

源効率性はいい感じで伸びている。

(循環経済と循環型社会)

フィナンシャルタイムズが行ったアンケート調査によると、CO₂を減少させるために最も効果的な活動は何かという問いに対して「できる限りリサイクルを行う」と回答した人は世界平均でおよそ60%と最も多くなっているが、リサイクルによるCO₂削減効果は年間0.2トンと、子供を一人減らした効果の年間58.6トンに比べ、きわめて小



山本教授

さい数字となっている。カーボンニュートラルと循環経済の融合には意識改革が必要となっている。

EUやWBCSDなどにおける定義を踏まえ、経済産業省が「循環経済ビジョン」で示した循環経済の定義は「あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済」としている。循環型社会基本法で示されたわが国の循環型社会の定義と比べると、大まかな目指す方向はほぼ同じと言えるが、国ごとの産業の特徴を反映してトランジションパスの違いが今後は顕在化するものと思われる。カーボンニュートラルとの両立も後押しして、短期的にはトランジションパスの違いによるコンフリクトは避けられないだろう。

日本について注意すべき点は、①廃棄物処理における高い焼却率、②競争力の高い製造業に依存した外貨を稼ぐ力、③高い人口密度と低いエネルギー自給率、である。日本の家庭系廃棄物の処理は焼却のウェイトが高い。このため、カーボンニュートラルと循環経済の融合が進むにつれて現状が継続できるか課題が残る。

EUにおける廃棄物処理の優先順位は、排出抑制→リユース→リサイクル→リカバリー→処分となっているが、EUの定義をあてはめると、R1という基準を達成していない日本のほとんどのエネルギー回収はリカバリーでなく、処分に位置付けられる。

他方、増え続ける電子廃棄物に関して、欧米で「修理する権利」の制度化が粛々と進められていることもわが国として注意が必要だ。

(コロナ禍における資源循環)

コロナ禍における資源循環について分析すると、例えば埼玉県における令和2年の廃棄物の排出量は前年と比べ、事業系は減少したが、生活系は増加している。他方、海外において、例えばアメリ



講演風景 (30名近くがオンライン参加)

カではコロナ関連の廃棄物が急増し、アメリカの廃棄物業界も一時身構えていたが、ロックダウンのニューヨークでは裕福な層はコロナ禍を避けてニューヨークを抜け出したため、多くの地域で廃棄物は減少した。

社会の因果関係を知ることは簡単ではないが、2019年のノーベル経済学賞を受賞したアビジット・バナジー・マサチューセッツ工科大学(MIT)教授、エステル・デュフロ・MIT教授、マイケル・クレマー・ハーバード大学教授の研究のように、近年の経済学の進化によって因果関係を分析する手法が確立されつつある。データや分析環境がフリーで入手できる時代となり、まさにデータサイエンスの時代到来と言えるが、これは毒にも薬にもなる。社会・経済の分析には(実験が可能な自然科学とは異なる)固有の課題があることに注意が必要だ。日本の国際的な競争力を維持していくためにも、専門家の活用あるいは自社での人材育成が急務である。

山本教授の講演のあとの質疑応答では、欧州との違いを念頭に置きつつ、リサイクルの位置付けなどについて率直な意見交換が行われた。

建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

[リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(平成26年度)]受賞講習



出張講習の開催状況(市内建設業者を対象とした市主催の講習会、2018年5月)

定期講習

開催場所：当財団会議室

★総合管理コース

開催日：2021年 9/17,11/12 2022年 2/18
時間：10:00~17:00 受講料：10,000円 CPDS：6unit

★産業廃棄物コース

開催日：2021年 10/22
時間：12:30~17:00 受講料：5,000円 CPDS：4unit

★残土・汚染土コース

開催日：2022年 1/14
時間：12:30~17:00 受講料：5,000円 CPDS：4unit



講習テキスト

出張講習

おおむね10名以上で希望される場合は講師を派遣します。

- ・ 土、日、祝日、夜間の開催も可能
- ・ 講習会場(会議室等)は申込者様にて用意
- ・ 講習後、後日の受講料請求のため、受講者数が未確定でも開催可能
- ・ 開催条件に応じて継続学習(CPDS)の認定が可能

※受講料については、講義時間、講義内容に応じて協議が可能です。

【問合先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

担当：^{おおみ}碧海

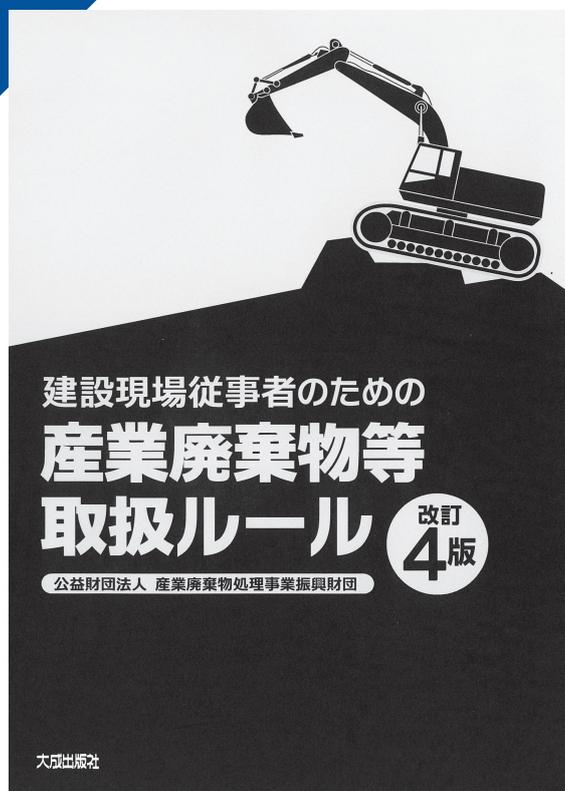
TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156



講習テキスト

(詳細は当財団ホームページを参照)

建設現場従事者のための 産業廃棄物等取扱ルール(改訂4版)



■編 著／(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

■発 行／(株)大成出版社

■定 価／2,090円(税込) ※送料別

- ◆当財団で実施している産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のテキストです。
- ◆廃棄物処理法に定める建設廃棄物の取扱いについて解説します。また、石綿、建設汚泥、伐採材、埋設廃棄物、廃棄物混じり土、PCB廃棄物、石膏ボード、コンクリート、蛍光灯などについて解説します。
- ◆公共工事における建設副産物(建設廃棄物、建設発生土)のリサイクル促進施策について解説します。
- ◆さらに、現場管理に必要な建設リサイクル法、土壌汚染対策法および関係法令(フロン排出抑制法、騒音振動規制法)、工事排水の管理についても解説します。
- ◆近年発生したトラブル事例を踏まえて解説します。

1 現場従事者の役割と実施事項

2 廃棄物

2-1 廃棄物処理法の概要

2-2 建設廃棄物の取扱い 1 関係者の役割と責務 2 建設廃棄物の種類 3 管理体制と処理計画
4 自ら処理 5 委託処理 6 処理実績等の報告 7 罰則

2-3 留意を要する廃棄物 1 石綿 2 伐採材・根株 3 建設汚泥 4 埋設廃棄物・廃棄物混じり土
5 その他の廃棄物(PCB廃棄物、コンクリート、石膏ボード、蛍光灯、他)

3 建設リサイクル法

4 建設副産物のリサイクル

4-1 資源有効利用促進法 4-2 建設副産物のリサイクルの促進 4-3 建設発生土

5 土壌汚染対策法

5-1 法の概要 5-2 土壌汚染状況調査と区域の指定 5-3 汚染の除去等の措置

5-4 汚染土壌の搬出 5-5 法対象外の汚染された土壌の取扱い

6 その他関連法令

6-1 フロン排出抑制法 6-2 騒音規制法、振動規制法 6-3 工事排水に関する規制

【お申込先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当：^{おおみ}碧海

TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156

E-mail：seminar@sanpainet.or.jp ※メールでも受付しています。

日常業務で起こり得るリスク

“生きた実例”にこそ回避のヒントがある!!



A5判・212頁 定価:本体2,200円+税

事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む! 日常的リスクの 回避術

芝田 麻里 [監修]

芝田総合法律事務所
代表弁護士

産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が事務局となって全国の経営者層等を主な対象として開講される「産業廃棄物処理業経営塾」の卒業生による自主設立団体。

産業廃棄物処理業経営塾OB会 10周年記念

廃棄物処理実務の主要プレイヤーである処理業者が、異物混入や火災、漏えい事故等業務の中で起こり得る様々なリスク事例から代表的なテーマを集約。問題の所在や法令違反や事故のリスクを回避するためのポイントについて解説を加えた実務ベースの事例集です。

特色 1 全国の廃棄物処理業者から集めた「コミュニケーションエラー」に起因するリスク事例を収録!
▶「生きた実例」で問題の所在、リスク回避のポイントがわかる!

特色 2 廃棄物処理業務に役立つオリジナル資料「自治体別県外廃棄物の流入規制状況」収録!
▶自治体ごとの運用の違いがひと目でわかる!

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

理事会・評議員会を開催

令和3年6月7日(月)に第39回理事会、同月23日(水)には令和3年度定時評議員会が開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

第39回理事会

- 第1号議案 「令和2年度事業報告」に関する件
- 第2号議案 「令和2年度収支決算」に関する件
- 第3号議案 「企画・運営委員会委員の選任及び適正処理推進センター運営協議会委員の選任並びに退任」に関する件

選任並びに退任された各委員会の委員は以下のとおりです。

1. 企画・運営委員会委員

- (前任)深野行義 (一社)日本ガス協会 環境部長
- (後任)高橋拓二 (一社)日本ガス協会 環境担当部長

2. 適正処理推進センター運営協議会委員

- (前任)有富啓修 三重県環境生活部廃棄物対策局次長(全国知事会)

(後任)尾邊俊之 三重県環境生活部廃棄物対策局次長(全国知事会)

(退任)石井萬壽亀 (一社)日本化学工業協会 環境安全部長

第4号議案 「事務局長の任命」に関する件
任命された事務局長は以下のとおりです。

(前任)田中吉之 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団

(後任)大重修一 前 国立保健医療科学院 総務部長

第5号議案 「評議員会の開催」に関する件

令和3年度定時評議員会

第1号議案 「令和2年度事業報告」に関する件

第2号議案 「令和2年度収支決算」に関する件

第3号議案 「理事の選任」に関する件

選任された理事は以下のとおりです。

(前任)寺島清孝 (一社)日本鉄鋼連盟 常務理事

(後任)伊吹隆直 (一社)日本鉄鋼連盟 常務理事



産廃振興財団

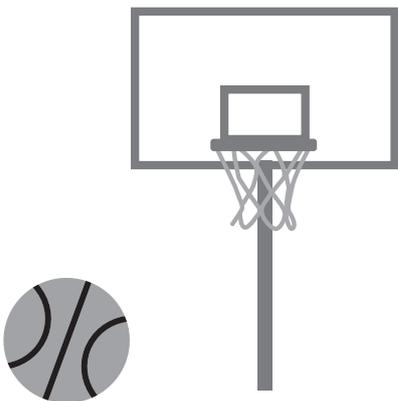
ニューフェイス

岩立 陽介(総務部)

はじめまして、総務部に配属になりました岩立陽介と申します。学生時代からバスケットボールを続けており、現在も社会人サークルに所属しています。幼い頃より体を動かし健康を維持するよう心掛けてきたため、高校時代は皆勤賞でした。社会人として健

健康管理も大切な仕事の一部だと考えております。

この状況下だからこそ、健康を意識し環境の変化に適応していきたいと思います。はじめはご迷惑ばかりおかけいたしますが、一日も早く組織の一員として貢献できるように精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



舟橋 祐(企画部)

この度企画部に配属された舟橋と申します。現在行っている業務は、昨年10月より新たに財団にて開始した産業廃棄物処理業者向け「適合証明サービス」の審査業務になります。1日でも早く戦力になれるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。趣味は水泳とカラオケですが、コロナ禍で外出ができない状況が続いており、趣味に時間を費やせない日々をやきもきして

おります。「見えない敵」

との戦いになりますが、

終息した暁には多くの方々と交流を深めていけたらと存じます。



産業廃棄物処理業 経営塾

第17期 令和3年度 2期ぶりに開塾!!

当財団では、産業廃棄物処理業の次代の経営責任者の育成を主目的として、平成16年度より経営塾を開講しています。今までに延べ650名が卒塾し、産廃処理業界を支える有為な人材として、全国津々浦々で活躍しています。

今年度の第17期は、全国から52名の塾生を迎えて、さる6月11日に開塾し、卒塾式までの約8ヶ月にわたるカリキュラムがスタートしました。



第17期がキックオフ

開塾式では、まず当財団加藤理事長より、「昨年は新型コロナウイルスの感染拡大影響により、本塾の開催を断念した。今期も開催が危ぶまれたが、関係者の方々より、是非とも本塾を開催して欲しいという激励の言葉を財団に多数寄せられたこともあり、感染対策を徹底したうえで開催することとした。例年と違い、難しいことは多々あるが、塾生同士の輪を工夫して築き、全員が卒塾して欲しい」と挨拶がありました。

また、田中勝塾長(岡山大学名誉教授)からは、「受講生の皆様には力をつけてもらって卒塾して欲しい。この経営塾で広く様々な意味で『読み、書き、そろばん』のできる能力を高め、多岐にわたって真に実力のある人材になって欲しい。廃棄物処理業界で働いていることを誇り(Pride)に思い、夢(Dream)を持てるような企業にして、持続可能な社会をつくるという使命(Mission)を自覚するというPDMを心に抱いて、経営塾で学んでいって欲しい」と激励の言葉が贈られました。

開塾式終了後、引き続き産業廃棄物処理事業概論として、田中塾長が「資源と環境を大切にする産廃処理業」と題して講義が行われました。

その後、今回より副塾長が3人体制となり、はじめに、森谷賢副塾長((公社)全国産業資源循環連合会専務理事)より「産業廃棄物処理業の振興」と題して講義をしていただきました。次に、長谷川雅巳副塾長((一社)日本経済団体連合会環境・エネルギー本部長)より「循環型社会形成・循環経済に関する経団連の取組み」と題して、オンラインにて講義をしていただきました。最後に、岩田元一副塾長(当財団専務理事)から「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の簡単なお紹介」と題して講義が行われました。



挨拶をする田中塾長



講義をする森谷副塾長



講義をする岩田副塾長

例年であれば、場所を移動し、今年度に講義をしていただく講師の方々を招いて開塾懇親会を開催し、塾生の皆様は、来賓や同期同士でお互いに名刺交換をするなどの積極的に親睦を図ることが通常の光景でしたが、それも開催されず静かな開塾となりました。そのような点においても、今年は例年と異なる船出となりました。

しかし、後ろ向きなことばかり言っても何も始まりません。第17期生の皆様が様々な工夫をして研鑽を積むと同時に、同期生同士の強い絆を育み、大きな飛躍を遂げて、全員で卒塾の日を迎えるとともに、ワクチン接種が進んでいることを期待して卒塾日に従来の日常と変わらない懇親会が開催できることを夢見てなりません。

(経営塾事務局)

第17期産業廃棄物処理業経営塾

●期間

- ・令和3年6月～令和4年1月(8ヶ月間)

●講義について

- ・講義：26講義
- ・合宿研修：グループ討議・発表(1泊2日) 2回
- ・施設見学：東京スーパーエコタウン(城南島立地企業7社)

企業

経営塾 OB会

紹介

(株)セオス

代表取締役 経営塾第13期生
遠藤 恭三

企業名 株式会社セオス

所在地 群馬県邑楽郡板倉町岩田2259-4

代表者 遠藤恭三

設立 1993年(平成5年)9月

資本金 1,000万円

■セオスの取り組み

弊社は、関東全域、甲信越、東北の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬を中心に事業展開しておりましたが、2017年3月に埼玉県白岡市において、産業廃棄物処理業の許可を取得し中間処事業をスタートさせました。

様々な処理に対応するため、破碎・圧縮梱包・油水分離・中和・混練といった処理に加えて、今後クローズアップされるであろう中身の入った廃スプレー缶の処理に対応するため、圧縮分離処理の許可を取得致しました。ニッチな分野での処理品目ではありましたが、これまで多くのお客様との関わり合いの中から、処理が困難であったり、廃棄方法に悩まれていたお客様に好評をいただいております。期せずして、翌年の2018年12月に北海道の札幌市で発生したスプレー缶の爆発事故により、社会的にもスプレー缶の危険性が認知され、これまで穴をあけて中身を出してから処理を委託する流れから穴をあけずに処理を委託する流れへと変わり、弊社にとっても追い風となりました。

誰もが知っているスプレー缶ですが、いざ処理をするとなるとどこに相談してよいかわからない



(株)セオス白岡中間処理工場 全景



(株)セオス白岡中間処理工場

排出事業者の方々も実際には多くいらっしゃいました。日頃から弊社のスタッフに「お客様の本当の困りごとを聞いてくるように」とことあるごと



(株)セオス本社

に言い続けてきたことが形になった一つの例だと思えます。2021年4月には圧縮分離に加え「穴あけ分離施設」として圧縮梱包の前処理施設としての処理能力を倍増させ、日量10t近い処理ができるようになり、あらゆる種類の中身入り廃スプレー缶の処理に対応できるようになりました。

■今後の取り組み

2020年6月に本社を移転し、より機動的にお客様のニーズに対応できるよう体制づくりを進めています。また各自治体でもスプレー缶の収集運搬や処理に関連した事故に頭を悩ませており、そうした問題に対応するために新たに自治体向けのスプレー缶処理を行える体制づくりを目指しております。

多様化する廃棄物処理の中で弊社が担えることはそう多くはありません。しかしながら、本当に求められるニーズに応えられることは、まだまだたくさんあります。何よりも現場の声が一番大事であり、そうした小さい疑問や悩みを解決してい



処理するスプレー缶の写真

くことを弊社の使命として今後も取り組んで参ります。

■中身入りスプレー缶処理概要

株式会社セオス白岡中間処理工場

所在地：埼玉県白岡市下大崎906-1

処理施設：圧縮分離施設

スプレー缶穴あけ分離施設

処理品目：廃プラ・金属くず・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ

(株)塩川産業

取締役事業統括本部長 経営塾第14期生
矢野 順三

企業名 株式会社塩川産業

所在地 宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21

代表者 代表取締役 塩川聖一

創業 昭和63年3月

設立 平成元年2月

資本金 1,200万円

■企業紹介

平成元年2月に有限会社塩川産業を設立。宮崎県及び宮崎市の産業廃棄物収集運搬業許可を取得し、その後平成7年に大分県、平成8年に福岡県、平成12年に鹿児島県、平成24年に山口県の許可をそれぞれ取得。平成12年からは、減量化及び

リサイクル化をメインとした中間処理施設「新名にいな爪づめリサイクルセンター」を稼働しました。宮崎市北部工業団地に施設を5ヶ所、現在では、村角工場と池内工場を合わせて7拠点を中心に活動しております。

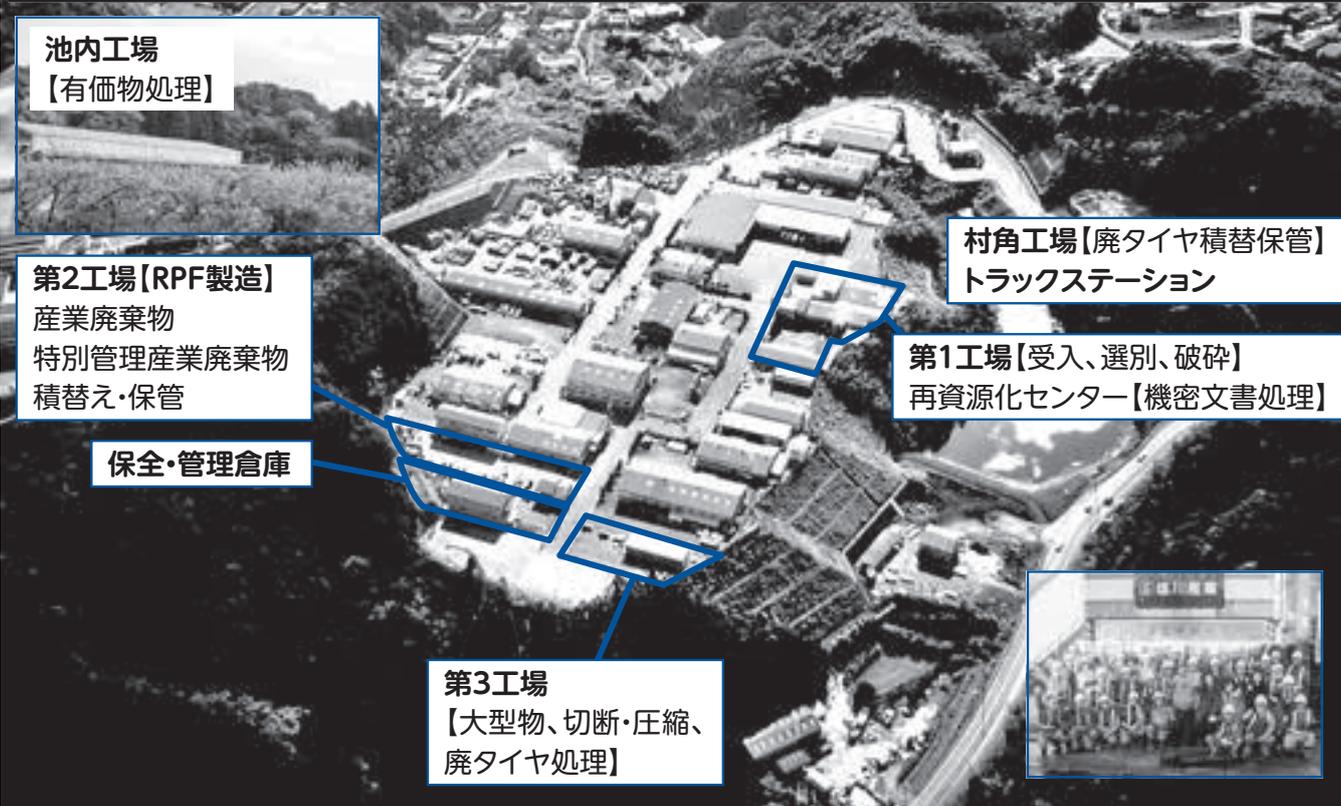
事業内容としては、解体工事や一般廃棄物の収



株式会社 塩川産業

THE GLOBE ENVIRONMENTAL CONSERVATION
エコアクション21認証取得

〒880-0124
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
TEL0985-39-7555
FAX0985-39-7561
<http://www.siokawa.com>



池内工場
【有価物処理】

第2工場【RPF製造】
産業廃棄物
特別管理産業廃棄物
積替え・保管

保全・管理倉庫

第3工場
【大型物、切断・圧縮、
廃タイヤ処理】

**村角工場【廃タイヤ積替保管】
トラックステーション**

**第1工場【受入、選別、破碎】
再資源化センター【機密文書処理】**



塩川産業施設全景

集運搬、特別管理産業廃棄物の収集運搬、木質チップ燃料製造販売、RPF(固形燃料)製造販売、廃タイヤ処理、フロンガス回収処理、資源物(古紙・金属)買取、機密文書処理を行っております。

令和元年5月に株式会社塩川産業へ商号を変更し、「シオカワグループは、時代の変化に挑み、脱炭素社会に貢献し、人々の笑顔の暮らしを支える 護美活動のパイオニア コンサルタントとして、次代の責任を担い、創造し、貢献します！」を経営理念としました。

宮崎県では、第1号で優良産業廃棄物処理業社認定を取得し、令和元年12月には宮崎県より「未来成長企業」に選ばれました。

人間は、快適な生活を求めて、自動車や家電、更には飛行機など様々な物をつくってきました。これらは、地球が持っていた石油や石炭、鉱物などを材料につくられています。しかしながら、ひとつたび物をつくると、地球が本来持っていた資源に戻すことは容易ではなくなります。

塩川産業は、できるだけこのような地球汚染を食い止めるため、再利用できる素材転換や地球に負担をかけない処理方法に日々努力しながら取り組んでまいります。



収集運搬車輜

■現在の取り組み

1)産・官・学連携

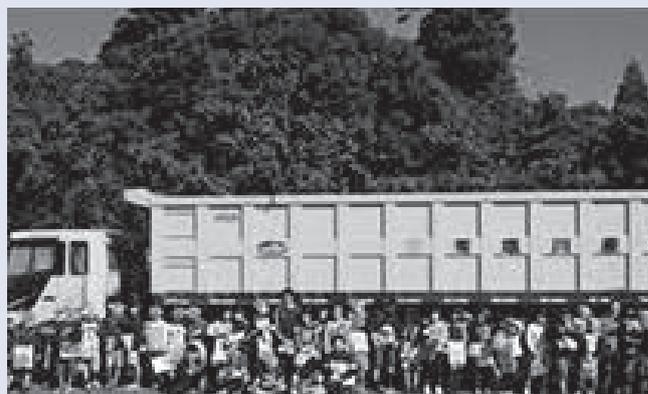
環境イノベーション支援事業を活用し、最終処分を行っている不燃性産業廃棄物のリサイクル促進を図るため、宮崎県、宮崎大学と産・官・学連携で調査実験と研究を進めております。

2)SHIOKAWA人事憲章

生涯現役社会を目指して、健康経営の推進と人事処遇の整備を行い、「SHIOKAWA人事憲章」を新設しました。高年齢社員の戦力化と生涯現役の職場づくりも含めその経験や技能を生かし、マニュアルを作成しました。その効果として、生産性向上や労働災害防止につながりました。



令和3年度入社式



環境学習集合写真(小学4年生)

「身近なプロフェッショナルに学ぶ」

経営塾14期生 小田 栄武

みなさんこんにちは！ まだまだ収束する様相が見えないコロナ禍でいかがお過ごしでしょうか。営業職の身としては対話形式が通常通りできない中、どうやって営業活動するか非常に悩んだ時期も気が付けばもう2年近くになります。「この状況を打破し、営業活動をしなければ仕事がなくなってしまふ」と危機感を募らせているのは私だけではないと思います。

そんな折、歯医者さんで勇気づけられました。歯医者嫌い20年間近く行かず、遂に奥歯が痛みはじめ、3日経ち、1カ月経ち、3カ月経っても痛みが止まらないのです。「いよいよかぁ」と通勤途中の看板に目をやり、HPで評判を確認し、翌日意を決して電話しました。このときの緊張感というのは、まるで味わったことがない全身に奔る痺れでした。

「あっ、もしもし、おだ、と申します。初めてですが、大丈夫でしょうか？」

「予約ですか？」

「ええ、お願いしたいのですが」

「はい、大丈夫ですよ～」

と声のトーンが上がりました（恐らく私の緊張した声を察したのでしょう）。

「今日にでも行けますか？」

「今日ですね！ ……はい、分かりました。どうされましたか？ 痛いですか？」

「はい、痛いです」

「では6時半頃いかがでしょうか」

場所は道順まで案内してくれました。

「おださん、今日はこの時間が一番空いてますが、それでも少しお待ちいただくかもしれませんのでご了承いただけますか。それから、一度診察を受けてからの治療相談になり

ますので痛みが直ぐに取れないかもしれません。なるべく先生にはお伝えしますが……」

「分かりました」

「では、6時半のお越しお待ちしております」

電話を切ったら、なんとなくホッとして、かなり緊張が取れたような気がしました。

6時半に恐る恐るコロナ感染防止対策（消毒・検温・問診）がなされた岡田歯科へ入り、受付へ。すると、元気が良い声で、「小田様ですね。こちらへどうぞ」と窓口へ案内され、問診票などを書込みし、しばらく待ちました。既に待合室には2名、中で治療中が2名程。先約の方が呼ばれたかと思ったら、「小田さんですね、少しお待ちくださいね」

と、助手の方が声をかけてくれました！ 気が利いた声かけにまたホッとしました。

10分程で呼ばれて中へ。なにしろ約20年ぶりの歯医者にどこへ腰かけたらいいかも分からず……。助手の方が丁寧に色々やってくれました。いよいよ先生の治療が始まるのですが、この時点で歯の痛みが既に半減していました（笑）。一通り口内見て、レントゲン、そして診察、出た結論は「やはりこの被せた歯は抜きましょか?!」でしたが、仕方ありません。あっという間に歯も痛みも無くなりましたが、なぜか納得しました。

「小田さん、綺麗な歯が沢山あるので今回は続けて治療しましょうか？」

はい、よろしく願います。支払い・次回の予約をしている間にも2名が入ってきました。「コロナ禍の方が忙しいですよ」との助手の方のお話を思い出しながら、この歯医者へ通う方の気持ちが分かるような気がしました。私ももう受付のおばちゃん（笑）と手際が良い岡田先生のファンになっていることを自覚しました。

長々と書きましたが、これが営業の原点であり、プロフェッショナルですね。大変勉強になりました。歯医者さんという身近な日常から学べたことに感謝したいと思います。

太洋マシナリー(株) 小田栄武

編・集・後・記

「チンシャン先生」

「チンシャン」とは青山の中国語の発音である。亡父は中国の人たちとの交流の話をするとき、彼らが自分のことをこう呼ぶと言っていた。1980年代の改革開放の時代、「先生」は外国人の男性に対する親しみをこめた敬称だった。

「あっ！ チンシャン先生だ！」

トヨタやJX、東電などのトップと談笑しながら姿を現した経団連次期会長で住友化学の米倉弘昌会長は筆者を見つけたるなり大きな声でこう叫んだ。2010年5月、北京の首都空港での出来事である。

筆者は中国人のベテランガイドと二人で夜薄暗い照明のロビーで東京からの最終便の到着を待っていた。米倉会

長をはじめとする経団連の会長・副会長の訪中代表団一行の出迎えのためである。

「チンシャン先生って、もしかして、オヤジでなくて俺のこと？」

その場にいあわせた周りの副会長たちも「チンシャン先生って誰？」と思ったことだろう。経団連の歴代の会長や住友化学の経営者には大変お世話になったが、筆者のことを「先生」という敬称をつけて呼んだのはこのときの米倉会長だけである。近くに筆者の上司がいなかったことは幸いだった。

米倉会長は中国語の教師を会社に招き、社内でも中国語を勉強されていた。当時、住友化学は中国ビジネスに力を入れ、大きく成長しようとしていた。中国に対する思いは住友のDNAと実際のビジネス、さらには個人的な親しみがコラボしたようだ。その後、2012年4月、経団

連は初めて中国事務所を開設し、筆者が所長を拝命したが、これも米倉会長がおられなければありえなかったことだ。その後、米倉会長は鬼籍入りされたが、生前、経団連の中国事務所のことをとても気にかけておられたと仄聞している。

6月1日、住友化学の十倉会長が経団連会長に就任された。住友化学から二人目の会長である。経団連にも、また住友化学にも米倉会長をよく知る幹部が少なくなった中、米倉会長を知る十倉会長がこれからどのような政策を打ち出して実行力を発揮していくかが注目される。

「あれ？ チンシャン先生が日本にいたら、誰が中国事務所長をやっているの？」

米倉会長が今ここにおられたならば、きっと十倉会長にこうおっしゃるに違いない。
(青山)



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分
 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
 JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

産廃振興財団NEWS 2021.7 vol.29 No.103

発行日 令和3年7月30日
 発行人 加藤 幸男
 発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
 TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156
 URL <http://www.sanpainet.or.jp>
 印刷 (株)環境産業新聞社



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
 E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

